

平成30年第1回大多喜町議会定例会

6月第2回会議会議録

平成30年 6月27日 開会

平成30年 6月27日 散会

大多喜町議会

平成30年第1回大多喜町議会定例会6月第2回会議会議録目次

第 1 号 (6月27日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	2
行政報告	2
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
休会について	32
散会の宣告	32
署名議員	33

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月第 2 回会議

(第 1 号)

平成30年第1回大多喜町議会定例会6月第2回会議会議録

平成30年6月27日(水)

午後 2時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
総務課長	西郡栄一君	企画課長	米本和弘君
財政課長	君塚恭夫君	建設課長	吉野正展君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 麻生克美 書記 山川貴子

議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第32号 大多喜町横山宮原住宅(第2期)建設工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第4 議案第34号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算(第2号)

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 本日は、平成30年第1回議会定例会6月第2回会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日6月27日は休会の日ですが、議事の都合により平成30年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより6月第2回会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平成30年第1回議会定例会6月第2回会議を再開させていただきましたところ、議長を初め、議員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました印刷物のおりでありますが、その中で、6月17日に開催をされました公益財団法人千葉県消防協会夷隅支部主催の第51回夷隅支部消防操法大会において、ポンプ自動車操法の部に本町の代表として出場しました第1分団第2班、構成区は小田代区、葛藤地区が最優秀賞を獲得し、小型ポンプ操法の部に本町の代表として出場しました第1分団第1部第1班、構成区は筒森区、大田代区も2年連続で最優秀賞を獲得いたしました。それぞれの部において最優秀賞を獲得しました第1分団第1部は、7月28日に開催されます千葉県消防操法大会に夷隅支部の代表として出場することになりました。

本日の案件は、また当初予算で可決をいただきました横山宮原住宅の建設工事請負契約の締結、そして損害賠償の額を定めること及び一般会計補正予算として千葉県消防操法大会出場に要する経費を提出させていただきましたので、ご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会6月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から、6月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本6月第2回会議につきましては、審議期間は本日1日とします。

お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

1番 野 中 眞 弓 君

2番 志 関 武良夫 君

を指名します。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第2、議案第32号 大多喜町横山宮原住宅（第2期）建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第32号 大多喜町横山宮原住宅（第2期）建設工事請負契約の締結について。

議案の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町横山宮原住宅（第2期）建設工事は、町内の定住化の促進を図り、また、町内の企業の就業者を対象とした住宅を建設するもので、民間事業者の持つ技術やノウハウ等を最

大限に発揮することで、コストの縮減及び工事期間の短縮を目的として、設計、工事及び施工監理を一括して契約する公募型プロポーザルにより契約候補者を選定いたしました。

このプロポーザルは、5月1日に実施要項を公表し、5月28日に参加申込書の締め切り、6月11日を提案書の提出期限といたしました。これにより、実施要綱の公表から提案書の提出まで42日間を確保させていただきました。そして、6月13日に提案説明及び審査委員会を実施し、6月20日に仮契約を締結しました。

このプロポーザルへの参加事業者は、旭化成ホームズ株式会社千葉支店及び大和ハウス工業株式会社千葉支社の2社でありました。審査会では、審査員全員が旭化成ホームズ株式会社を1位として評価をいたしました。

それでは、議案の本文に入らせていただきます。

大多喜町横山宮原住宅（第2期）建設工事請負契約の締結について。

大多喜町横山宮原住宅（第2期）建設工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、大多喜町横山宮原住宅（第2期）建設工事。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、1億8,888万5,520円。

4、契約の相手方、千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地、旭化成ホームズ株式会社千葉支店、千葉支店長、川波謙三。

5、工期、議会の議決の日から平成31年3月25日まででございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今回、この建設工事に当たりまして、関係各位の皆さん、本当にご苦勞さまでした。

これは、法的には有効であるということはわかっております。

ただ、私は、この件に関しまして、町内業者がまたもや参加できなかった。町内業者の参加したいという気持ちを無残にも打ち砕いている。このことについて、私は再三再四、副町

長が指名入札、さまざまな形で審査をしている、そんな中で、どのように町内業者の方々にPRをし、町内業者を育成するために、この問題に対しての参加できるような具体的な行動をとったのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

全く、毎年毎年私、このことで町内業者をと言っているんだけど、町内業者が参加できない、参加したくてもできないようなシステムはやっぱりおかしいと思うので、これは前の議会でも副町長から答弁いただいたと思いますけれども、もう一度お願いしたい。

○議長（野村賢一君） 鈴木副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、ただいまのご質問に私のほうから答弁させていただきますけれども、今回のこの横山住宅につきましては、プロポーザル方式ということで、町内業者はもちろんのこと、町外企業も参加できるように町のホームページ等で周知をいたしまして、参加の募集をしております。

ただ、今回の場合は、町内業者からの応募がなかったということでご理解をいただければと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ただいまの件で、担当課からご説明させていただきます。

今回の町内業者につきましては、個別での電話等のお話はさせていただきますませんでした。ただいま副町長が申したとおり、ホームページへの公表、それから建設新聞への掲載でありました。

ただ、今回につきましては、商工会のほうに一旦ご相談をいたしまして、今、何か組合等がないようにお話を伺っておりますので、町の商工会のほうにお話をさせていただいて、町のほうではこういう事業があつて公表しましたということでご相談のほうはさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、副町長の答弁、課長答弁、内容はわかりました。

もう既に業界すら協会、共同組織を組めないような、その程度のあれになってしまっているという、大変ゆゆしき問題。そして、町当局のほうも電話、あるいは文書での通知はホームページ上を見ていただきたいと、これは、私は町内の方々に対してまだ失礼じゃないかなという気がいたします。

とりわけ、先ほどの副町長答弁がありましたけれども、その後どうでしょうか。私は再三再四、この問題に関しては、町長にもお伝えしました。町長も法に精通なさっている方ですから、法的にはクリアなさっているという答弁はあります。

ただ、私は地方自治、地方行政をあくまでトップとして、町内業者を育てる、町内業者を何とか次世代へとつなげていく、そういうときには、特例をやらなくちゃいけない、あるいは町内業者が参加しやすいような形での方式をとらなくちゃいけないということを再三申し上げてきた。

町長もその辺について、いま一度どう考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 麻生議員のご質問ですけれども、麻生議員のおっしゃるように、本当に今、大多喜町に限らず、人口減少という中で需要と供給というもののバランスは、やはり非常に拮抗してきているのは事実なんです。

ただ、基本的には、需要はどんどん縮んでおりますけれども、供給体制のほうもどんどん縮んでいるということで、大多喜町の、いわゆる建設業に限らず、あらゆる産業で供給側がどんどん今なくなってきている。これは大多喜町だけの減少ではないんです。

この業態の中で、私どもは町内業者育成という考え方、これは基本的には変わっておりません。ですから、町内業者育成ということは、もちろん私どもが一番やっていかなければいけないところでございます。しかしながら、建設業法という法律がありますので、それを余り逸脱した形の中でのものは、我々としては、それをやれば今度は私ども町が罰せられますので、それはできないわけですが、ただ、今麻生議員のおっしゃるように、少しのところは、やはりある程度分割して、建設業法ではこの金額ではできないよというところは、できれば2つに割って、その範囲におさめるとか、そういう工夫はしております。

ただ、今回のような物件になりますと余りにも額が大きいものですから、なかなかそれは、基本的には難しいなと思っておりますが、ただ、地元業者育成という、この基本姿勢というのはこれからもやはりしっかりと守っていかなければならないと思います。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長答弁、お考えはしているということはわかりました。

ただ、私、先ほど来、副町長にも町長にも言うておるんですけれども、要は、政治というのは、結果責任なんです。要するに、こういう形でやっても地元が潤わない、地元が参加できないというのは、やり方が悪いんですよ。

ということは、業法を遵守する、これは法を遵守することは大切だ。しかし、もっと大切なことあるはずだ。それは、この郷土を愛して、この郷土で骨を埋めて何とか地場産業を支えようとやっている、その人たちに後押しをしてあげる、それがなければ、全国一律の大まかな法律でやってこられては、日本が、今言ったように、縮小国家である。じり貧国家である、これは当たり前のことです。

しかし、その中で、この町がどう少子高齢化の中で地元産業をいかに育成して若手の人たちに生き生きとする、商工会に話したからいいとかということではないと思う。この町、もう一度しっかりと考えていていただきたい。

私は、建設課長も一生懸命やっていたらと思う、副町長も一生懸命やっていたらと思う、町長も一生懸命やっていたらと思う。しかし、なぜ町内業者が潤わないかというのは、末端の、あるいは最前線の私どもの意向を余りにも皆さん方が考えてくださらないからじゃないかなと思う。

確かに、行政執行の件で、矢継ぎ早にやられてしまったらできないんですよ。だからこそ、そこにぬくもりのある政治という、そういう手法を使っていたきたい。それは使うべきなんです。

分離発注の問題は、町長が今、提案しました。これは町長、ヒットですよ。そういう方向で、そして、また金額が高いから、ここは出せないとか言ったけれども、それはやはりレッドカードだ。金額が高いからこそ町内業者に落とす、そういうことを考えていく。それは、未来へのふるさとが生き残る道だと思います。

私からは以上です。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 3点ほどあります。

住宅事業を始めるときというのは、大体事前に、収支、対象、経営のあり方など、計画を入念に検討し、納得してから取りかかるのが普通ではないかと思います。また、今回、1億8,800万という限りなく2億に近いような高額な事業です。

行政の場合、そういう計画というのは、要綱とか運用規則とかに集約されると思いますが、前にも聞いたと思います。事業を始めるときに、それらができているのでしょうか。こういう運営をしたいということができているのでしょうか。

2点目は、本件は、第3次総合計画及び第2次実施計画に基づくものだと考えます。第3

次総合計画及び第2次実施計画では、3の2の2項、住環境、住宅の推進というのでしょうか、の項ではこういうふうに出ています。住環境の拡充を効果的かつ効率的に進めるために、若者の定着化に向けた住宅・宅地の整備を図るとともに、民間活力を導入することを検討し推進しますと。

私は、この項目に異存があるわけではありません。むしろ民間活力の導入という点に、先ほど麻生議員が、どんどん業者さんいなくなって、町長もそういうふうに全国的な傾向だと答弁なさいましたけれども、この民間活力の導入というところに非常に目がとまりまして、民間を活性化させる一つの手だてとしてこの事業を考えているんだなというふうにとったんですが、どんなふうに今回のこの大きい事業の中で具体化されているのか伺いたいと思います。

3点目は、この14室の、田舎にしては巨大なアパートを建てるんだけど、民間アパート経営業者への影響というものはどういうふうに考えているのか。

その3点について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） まず1点目の計画を検討し、運営、いわゆる貸し付けの要綱等というようなお話ですけれども、今回、提案の中では家賃設定の提案をいただいておりますが、収支計画等につきましては、今後、家賃等が決定しないと詳細な計画はできないと思っております。

ただ、今回、提案の中では、空室率や修繕費等を見込み、要綱で示しております約5パーセントの利回りを確保できる見込みの提案となっております。

続きまして、総合計画の中で記載されている民間活力の導入はどのように今後されるかというようなご質問だと思いますけれども、確かに第3次総合計画及び実施計画の中では、住環境の拡充を効果的かつ効率的に推進するため、若者の定住化に向けた住宅や宅地の整備を図ることとともに、民間活力を導入することを検討し推進しますというふうに書かれております。

大きな考えの中では、若者の定住化に向け、民間事業者による宅地分譲等により住宅地が整備され、民間の事業により多くの住宅が建設されれば、これはよいことと思っております。

ただ、今回の議案となっている宮原住宅の建設に関していえば、今回、設計、施工、また施工監理と、一括の方式により発注させていただいたところでありまして、一つ、これは民間事業者の持つさまざまな技術やノウハウを最大限に発揮することで、先ほど申しま

したように、コストの縮減や工事期間の短縮を図る、これによりましてより品質のよいものをより安く建設することができることとなっております。こういう取り組みも一つの民間活力を生かしたものだというふうに原課では考えております。

以上でございます。

(「影響は」の声あり)

○建設課長(吉野正展君) もう一つ、民間アパート経営の影響でございますけれども、今回、第1期工事に引き続きまして、第2期工事として仮契約をさせていただいたところでございます。

この住宅は、町内の企業や事業所等に勤務されている方のみを対象とした企業向けの住宅であり、契約の相手方を企業、または法人の想定をしております。また、民間アパートへの影響につきましては、その影響が出ないように、家賃設定も近隣の賃貸住宅の家賃を参考として設定したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) 1点目の計画では、利回り5パーセントの収益を出すようなということだけはわかりました。だけれども、企業に勤めている人をどんな形で入れていくのか、そのところが民間とのかかわり合いで重要だと思うんです。

宮原住宅の場合、29年度から始まっているのに、30年度の例規集でようやく要綱が載りました。それを見ますと、企業に貸し付けるということなんですが、この2期工事の場合もそれに準ずるのでしょうか。

それと、2点目の民間業者ですけれども、民間の業者にやらせることによって、工期の縮減とか費用縮減できるというような内容でしたが、じゃ、今まで民間業者じゃなくて公がこういう事業、例えば学校をつくるとか、大きな建物をつくる、そういうのはやったんですか。みんな民間にやらせているわけで、このところで初めて民間業者に請け負わせて効率よくやるというのは何だか笑っちゃいます。それは、全く陳腐な答弁だと思います。

私がここで言いたいのは、本当にアパート経営を既にやっている業者さんたちがいるわけです。その人たちになぜ働きかけて、その人たちに建ててもらわないのか。そうすれば、今回、町が計画しているような大きいアパートなら本当にハウスメーカーでなければいけないけれども、2部屋とか、あるいは1部屋とか4部屋とか、そのアパート経営者の能力に応じ

たものを建てれば、規模が小さいから、本当に地元の大工さんから、いろんな水道屋さんから電気屋さんまで含めて、地元の業者のところに仕事が行くと思うんです。町がしかも1円のお金も使わなくて済みます。企業に貸し付けるということですから、企業者連絡協議会、それとアパート業者、あるいはこれから賃貸業を始めたいという人たちを募ってお見合いをさせる仲人の役目を町が果たすだけで、私は成立すると思うんです。それが民間活力の導入ということだと思うんです。

町の仕事というのは、やはり住民を幸せにする、自治法の1条、地方自治体の本旨は住民福祉の増進にある、1円でも住民をリッチにする、それが町の仕事であって、こういう要望があるから町がすぐやってあげましょうというのは、私は行政のやる仕事ではないと思います。しかも、今そういう業種で生活を支えている人たちにとっては圧迫になりかねないことを町がすべきではないと思うのですが、そういう民間活力の導入、要するに民間の人たちに仕事を回していく、仲介の役目を行政がしていくという、そういうことについてどう考えるか伺いたいと思います。

それと、3点目の影響がないかというのと、何か非常に軽く考えていらっしゃるような気がします。

業者さんがこの話を聞いて、町に切々と手紙を書いたと思うんです。私のところにもその手紙、いただきまして、本当にそうだと思うんですね。業者さん、今、民間アパートで企業と契約している分については、私は町の仲介できちんと継続するということを保証すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） まず第1点目のご質問ですけれども、まず要綱に係る質問だと思います。今の第1期工事に係る横山宮原住宅の要綱につきましては、30年度版の要綱に書いている、そのとおりであります。そして、その中では、企業、または法人に貸し付けるというように書いておりますので、今回もそのようなことで企業法人に貸し付けるというような方向で現在考えております。

続きまして、民間事業者にということですが、民間の活力ということですが、今回の事業に関しましては、3月の予算も可決いただいているということなので、ちょっと総合計画に関することはちょっと差し控えさせていただきたいと思いますが、一つ、今回の議案の中といいますか、提案の中でございますけれども、要綱の中に町内業者の連携という文言を一つ入れさせていただいたところがございます。

その中で、今回の契約の業者となっている旭化成ホームズでは、旭化成ホームズがやるんですけども、その中でも地元の業者を使っているということが明確にありました。

具体的に言いますと、建物の中のスイッチプレートとか、給排水工事、またLPガス工事、また外構工事、そしてエアコン工事の全部、もしくは一部につきましては町内業者に依頼をするというような明確な説明があったところで、少しでも町内の業者を活用してくれている、そのような提案がありました。

そして、最後の話ですけども、町内のアパート経営をされている方への配慮ということで、先ほど家賃の話をしていただきましたけれども、現在、各事業所の従業員の方の住宅に関する調査等がございまして、従業員の約3分の2の方は町外の方が町内にお勤めの方でございます。また、事業所で借りている住宅というのも町内だけではなくて町外にも事業所の方は住宅を借り上げているというようなことの方でございます。

このようなことから、事業所が借り上げている町内の住宅に居住をしている方々を少しでも町内にお住みいただければというような考えでございます。

先ほど野中議員からありましたように、現在、民間アパートを借り上げている事業所がこの横山宮原住宅をつくったことによって、そこに借りかえないようにということにつきましては、関係事業所または関係課と十分協議してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 管理運営に関してですが、大体1期工事のときには20年間で経費を回収するという説明があったと思いますけれども、今回もそうでしょうか。それから、回収が終わった後の建物管理というのはどういうふうにするのでしょうか。例えば払い下げをするとか、そういうような計画というのはあるのでしょうか。

それと、2点目なんですけど、地元の業者を下請けとして使うと何パーセントぐらいのお金が町に落ちるのでしょうか。

確認です。今契約している企業については、引き続き民間のアパートと契約を続けるように町として責任をもってお願いをするということですね。

3点です。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） まず、1点目です。管理運営についてどのようなという話もありましたけれども、今回の募集要項の中では、先ほど申しましたけれども、5パーセントというような話をさせていただきました。それをそのまま使えば20年で回収できるのかなというふうに感じていますが、まだ家賃等、詳細なものが決定しておりませんので、この場で、何年で回収できるというのは明確なお答えができないと考えています。

2点目、下請に何パーセントの金が落ちるのか、金額、具体的なことだと思いますけれども、それにつきましては、細かな数値については持ち合わせておりませんので、お答えは控えさせていただきますと思います。

そして、3点目、今、町内の住宅を企業が借りている、その方については町は責任を持つてというようなお話でありますけれども、これからいろいろな協議がされていくものと思います。そういう中で、できる限りお話ししていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 今、皆さんの意見を私も聞いておりましたけれども、町の業者ということが盛んに言われているところですが、町の業者、これは、大多喜町にも建設組合という大きな組織があるんですね。そういった人たちが、私は努力が足りないと思うんですね。大多喜町のそれだけの組織を持ってやっている業者は、入札に参加しないというようなことで、ほかの業者がプロポーザルのそういう中に2社入ってきている、そういったものの中でもやはり、皆さんが本当にそういうものを建設して町の活性をしていくんだという意欲があれば参加をするものが私は道理じゃないかなというふうに思うんですね。そういう努力をしないで後でどうのこうのと言うということは、私はちょっと筋が違うんじゃないかなと思います。

それと、やはり公共物であれば一般の人に貸し出しするのは少しでも安く貸し出しをする、それは当たり前のことではないかなと私は思います。この一般の貸し出しの事業者、そういったものを合わせて、公共物であっても高いものを提供していくということが、これは筋違いじゃないかなと。公共物であれば少しでも安く町民または内外の人たちにも提供できるようにしていくのが、これは当たり前のことではないかなと。

随契を使ってやる以上は、やはり少しでも安く皆さんに提供できるようにしていくのが、これは公共物の扱いじゃないかなと。あらゆる面を考えてみても、やはり公共物に対しては

安く貸し出しをするようにと日ごろからそういうことを皆さんも言っているわけですから、当たり前なことじゃないかなと思う。それを高くセッティングするようなことは、これは間違っているんじゃないかなと。安くやるのは、これは当たり前のことです。そういうことを十分に、やはり頭の中に入れながら議論してもらいたいと、私はそう思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 答弁いいですか。

（「いいです」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかに。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、この宮原住宅の件についてなんですけれども、先ほどの議案説明のときに、2社応募があつて1社に決定したと。それで、これを建てることについては、やっぱり当初予算で決定していることですから、これについては何ら申しません。また、旭化成ホームズ、日本中、はたまた世界中飛び回っている、たしか資本金35億円で、年商が6,000億円ぐらいある業者ですから、これについてとやかくは言えないと思います。

ただ、そこで質問する内容とすると、プロポーザルの内容、なぜこの業者に決定したのかという内容について審議する必要があるのかと思いますけれども、なぜそこに決定したのかという説明文がない、その理由書がない。それでは十分な審議ができないんじゃないでしょうか。決定した理由が当然あるでしょうから、その理由を配付して、それに基づいて審議するということが大事ではないかと思えますけれども、今の状況だと十分審議できるような状況じゃないんじゃないかと。それと、出して審議すべきだと思います。

だからといって、審議しないわけにもいきませんので、このプロポーザルの内容に基づいて、少し質問させていただきます。

入居者の募集決定は町が行うとあります。これは、具体的にどのような内容でどのように行うのか。

続きまして、設定家賃について、これは当然、適正な価格で設定するものと思えますけれども、民間企業の場合には、人件費とか利子とか、いろいろなものが、単純な工事費だけじゃなくて、それに基づいて設定されるものと思います。町の設定する家賃については、そのようなことを考慮するのか、それとも少しでも安くするためにこの辺は考慮しないのか。

ただ、建物について、私は何回か見学させてもらいましたけれども、非常に素晴らしい建物であり、通常のこの辺のアパート、申しわけないですけれども、非常に素晴らしいアパー

トなので、その辺は民営の圧迫化にならないように、重々やってもらいたいと思います。その辺はどうなのか。

それとあと、町内業者との連携が可能との作業は可能な限り町内業者に依頼するというところで、先ほどまだ、プロポーザルのときにはこういったものをやりたいという報告が具体的には動いていないと。

以前、防犯灯の工事をやったときに、これも国の補助金でやったと思いますけれども、その中でもやっぱり町内業者、地元の業者を使いなさいという項目がありまして、そのとき、プロポーザルの方というんですかね、後で聞いた話ですけれども、事前に、プロポーザルに当たって、町内業者と十分打ち合わせをしたと、この価格でこういったものをやってもらいたいというようなお話をした上でプロポーザルに臨んだと、当然下請の業者さんがこの辺でやるという金額が出てこないとの予算書もできないんじゃないかなろうかと思っていますので、その辺は事前に町内業者との連携について町内事業者と十分な打ち合わせを行ったのか、会社が。報告を受けていなければなかったんでしょう。この辺を聞かせてください。

あと、先ほど何回か、町内アパートの経営者の件です。

町内のアパートを経営している方は、先ほど野中議員のほうからもありましたけれども、質問状というか、何かそれを出したということは聞いています。要は、非常に不安なんです。町内アパート経営者、零細なところが多いです。家族経営がほとんどです。中には小さいお子様を抱えながらアパート経営をやっているところもあります。そういった方々が非常に不安に思われていると、そういった気持ちをどのように考えるのか、その旨をお聞かせください。

○議長（野村賢一君） 何か重複する答弁になるかもわからないけれども。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ちょっと数が多かったんですけれども、まず1つ目に、今回、2社の応募があった中で旭化成ホームズ、これに決定をした主な理由というか、2社でしたのですぐれていたものということで少しお話をさせていただきます。

まず1つは、耐久性にすぐれていたこと。具体的には、30年間外部修繕が不要で、60年間構造や配管部材の修理等が不要であるというようなことであります。

2つ目は、メンテナンスが少なく済むというような内容でございます。無料の定期点検は、3カ月、1年、2年、5年、10年、15年、20年、25年、30年時に行い、基礎、鉄骨、外壁、床、屋根につきましては無償30年保証で、防水についても無償30年保証となり、外壁の

塗りかえや屋根の防水の張りかえ、張り増し等は30年後になるというようなことをごさいます。また、構造上、シロアリ駆除等も不要な建物というような内容となっております。

3つ目について、価格でございますけれども、2社のうち旭化成ホームズのほうが安い価格でございました。

4点目ですけれども、根本議員の3番目の質問とかぶるところがあると思っておりますけれども、先ほどちょっと説明したように、町内事業者の連携ということで、今回募集要項に入れさせていただいたところ、先ほども申しました建物のスイッチプレート、給排水工事、LPガス工事、外構工事、エアコン工事の全部もしくは一部について町内事業者に依頼すると、これは明確に提案の説明がありました。

先ほどこの提案業者が町内業者と打ち合わせを行ったかどうかというようなお話でありましたけれども、そちらのほうについては私どものほうはまだちょっと確認はとれておりません。

ただ、前回も同じ業者、旭化成さんでありますので、それなりに町内業者を使っていただけのもと考えております。

そして、次の質問にありました入居の募集についてどうするのかということでありますけれども、先ほど野中議員さんからの質問にありましたように、企業また法人等を対象にした施設でありますので、そちらといろいろ協議をしながら考えていきたいというふうに考えております。

そして、家賃の設定等についてもどうやってやっているのかというお話ですけれども、なかなか、積み上げ云々という話もありましたけれども、近隣の住宅等の家賃の絡みもありますので、そちらについては近隣の家賃等の状況を見て設定をさせていただきたいと思っております。

そして、4番目の質問で経営者の不安、またそういうものを払拭するような考えというような話でありますけれども、これも先ほど野中議員さんでちょっとお話をさせていただきましたけれども、町内のアパートを事業者が借りているということで、そちらの方がこの横山住宅に借りかえをしないような形で、これからは法人、または事業者さんとの協議には、それに向けて協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本君。

○4番（根本年生君） すみません。先ほど町内のアパート経営者の関係で、非常に不安に思っているということは重々承知しているのでしょうか。

それで、不安に思っているということは皆さんも非常によくご存じだと思うんですけども、不安に思っているということがもしわかっているのであれば、何か質問状も来ているようですから、事前にそこの方々、何か1社じゃなくて5社ほどいるということを聞いています。その5社の方々のところに直接出向いて、町も町民のためにこういった事業を行っているわけでしょうから、その辺を重々説明して理解を得るように努力すべきところ。向こうの方々の誤解もあるかもわかりませんので、重々説明して、すぐにでも出向いて、直接会って話をしたのか、しないとすればなぜ行わないのか。

古いアパート、結構、この辺でもたくさんあります。特に勝浦、多いですね。武道大学のアパート、古くなったアパートが誰も住まなくなると銀行の利子だけ残ってしまって、固定資産税も払えない状況で、古いアパートはたくさんあります。そのようになることを非常に危惧しているわけです。

だから、その辺の安心感を与えるべきためにも十分話し合いを行うべきだと思います。もし話し合いをしていないのであればすぐにでも行って、皆さんのところに事情を説明する気持ちはありますか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） アパート経営者の方に直接説明をして話をするべきではないかというようご質問につきましては、これにつきましては、いろいろ関係課等と協議しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本君。

○4番（根本年生君） では、質問状が来て回答もしたということでございますけれども、十分な回答をするには手紙の文書だけでは真意はわかりませんよね。どのように考えているのか細かいところはわからない。当然、町の意向も伝えて、向こうがどのように考えているかわからない、その中での的確なあれができるんでしょうか。

（発言する者あり）

○4番（根本年生君） ちょっとずれちゃったみたいで。申しわけございません。じゃ、今は結構です。

○議長（野村賢一君） 質問状のこと、我々はよくわかりませんので。

（「わかりました、すみません」の声あり）

○議長（野村賢一君） あなた、わかっている人は質問しているんだから。

（「わかりました、すみません」の声あり）

○議長（野村賢一君） それはちょっとまずいんじゃないのか。

（「結構です。すみません。申しわけございません」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかに。

5番吉野儔一君。

○5番（吉野儔一君） 昨年の3月3日の3月議会で、横山住宅の件で一般質問してあります。

それで、町長さんのすばらしい答弁がありました。

その企業連絡協議会の皆さん含め、町外から逆に大多喜へ勤めている人がいるので、できればそういう人たちのために住宅をつくるんだということで話が進んでいましたね。それで、それはもうオーケーなんですよ。

そのときに、どういう部屋が欲しいかとか、そういう要望を今聞いているところだということで、確認ですけれども、今までの話ですと、きょう図面が出てくるかと思ったら図面出てこないんですけれども、一応3LDKが2部屋、2LDKが8部屋、1DKなんか4部屋と、そういうことでよろしいですか。部屋数というか。

できれば、本当は、そういうプロポーザルで入札があったのであれば、図面か何かあっていいと思うんですけども、それは出せないんですか、まだ。

それと、試算表。家賃、先ほど皆さん質問しているけれども、この間、電話で問い合わせしたらまだ決まっていないということなので、その辺をちょっとやっぱり試算表というのをつくりたいと税金を使うんだからちゃんとそういう資料を、きょう本当、出してほしかったね。そういうことで、よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 建設課長でよろしいですか。

（「どちらでもいいですよ」の声あり）

○議長（野村賢一君） どちらというのは。

じゃ、建設課長。

○建設課長（吉野正展君） まず、今回のプロポーザルによります要項の中で、施設の概要を縛りをかけてございます。その中で、今回、住宅14戸建てる予定でおりますけれども、このうち1DKが4戸、2LDK、これが8戸、それから3LDK、これが2戸、これを要項の中でうたい、募集をかけたところでございます。

そして、図面等につきまして、間取り云々ということだと思っておりますけれども、それは後ほど、また建設課に来ていただければお見せできると思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、試算表云々とありますけれども、こちらも、今回の契約に際しましては、業者から出た提案書を契約書にして編冊してありますので、また後ほどごらんいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、6戸に関しては、あそこに入って現物、建っていますけれども、あの奥にどういうふうな向きで、2階建てで対応ということですか、それは。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） そのとおりでございます。前回、1期工事のときにも2期工事を想定して建物の位置を決めて手前側に建ててありますので、今回は、その南側裏手になるんですけども、南側に建てる予定であります。そして、2階建てで、1階に7戸、2階に7戸の予定であります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 皆さんの中からもいろいろ意見が出されておりますけれども、私が思っていることは、日ごろから本当に公共物については、あらゆる面で安く提供しろ、安く提供しろということを議会の中でも言っているわけですね。そういう中で、これからアパート経営をやる中で、外部から大多喜町に住んでもらうために安く提供していかないと、私は入る人がいないんじゃないかなというふうに思っているんですね。

それで、この近辺を見てもみますと、私も茂原のほうにも長年関係しておりますけれども、茂原のほうは非常に安いんです。アパートも安いんです。そういう中で、交通の利便性、そういうものも大多喜町よりもはるかにいいですね。そういったところが安い家賃で提供しているということであれば、みんな都会のほうに行っちゃうんですね。そういったところに住んじゃう。

大多喜町に外部から居住を集うということになりますと、やはり安く提供していかないとなかなか居住者がふえてこないんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、そういう点については、どうお考えになっておりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ただいまのご質問で、茂原のほうのいろいろ安いというのは、私

どものほうも感じております。

そういう中で、これから家賃設定もしていかなければならないんですけども、先ほど申しましたように、安くしたいんですけども、安くすればまた民間の事業者の方にもご迷惑もかかる、そういうこともありますので、いろいろ近隣の住宅、その家賃等も見ながら、これから関係課で協議して適切な価格に設定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） もうそろそろよろしんじゃないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） これから本案について討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論の省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 私は、議案第32号 大多喜町横山宮原住宅（第2期）建設工事請負契約の締結について、反対の立場より討論いたします。

今回も前回に引き続き、地元業者ではなく大手業者に決まりました。事實は、大手業者2社が価格において安いほうに決まった。これ私は先ほど来、問いたいです。なぜ地元業者が参加できなかったのか。

町当局は、法的に基準をクリアしていると主張するでしょう。確かにそうです。しかし、表面上はそのとおりであるかもしれませんが、今の地元業者の中ではいろんなご指摘もあるでしょう。しかし、諦め気分が漂って、どうせ大手には対抗できない、価格の開きがあってもどう転んでも太刀打ちができない、こんな理由がよく聞かれます。やる気はあってもそこに諦めが先ん立ってしまう。本来ならば、地元の枠をつくり、地元経済を浮揚させるきっかけづくりに今回の物件はすべきであったのではないのでしょうか。

親から子へと事業承継をした業者、明るいふるさとの未来を築くために若い力を発揮したいという考えも当然あります。あるいは、技術も生活基盤もできている、しかし、たまたま後継者には恵まれず、将来的には不安を抱えている業者、さまざまな立場の地元産業の業者はおります。そんな中で、どの業者も本来は参加したいんです。しかし、参加できない。理由は、さっき言ったようなことがほとんどです。これで、町当局、執行部の皆さん、肝に銘

じていただきたいんです。そういう弱者の方々に開放する。

先ほど町長はいいことを言った、分離発注を考えると。そうなんです。そこで、1つの穴をドリルで開けていく。そういうようなことをこれからもやっていただきたい。しかし、私はここに立って、この1年有半、皆さんの耳が痛くなるほど主張しましたけれども、相変わらず実行に移されない。今度は実行してください、次からは。

よくNHKの番組を見ると、「チョコちゃんに叱られる！」という番組があって、「ボーっと生きてんじゃねえよ！」、これ執行部の皆さん、ここだと思ふんだ。生きるか死ぬかで民間の人たちはやっているんです。その思いを考えていただきたい。

ここで、私は、皆さん方に長い政治生活、そして長い学級生活の中で学んだこと、その中でこの大多喜町に生かしていただきたいことをお伝えしたいと思う。

戦後の混乱期に、ひたすら未来への橋渡しを考え、我が国の基幹産業を育てるために全力で生き抜いた先人たちがおります。私は、その方々が生存中、じかにお話を聞きながら、対話をしながら、どうそのときそのときを生き抜き、決断したかということを知ることができました。戦後、我が国は今のように豊かではありませんでした。精いっぱい食料を、きょうの食料を、きょうの米をと、そういう立場でした。しかし、いずれ我が国は独立し、基幹産業をつくらなくちゃいけない。

○議長（野村賢一君） 麻生君、申しわけないけれども、速やかに反対討論、よろしくお願ひします。

○6番（麻生 剛君） はい。ありがとうございます。スピードアップしましょう。

自動車産業を主軸に、将来の先を見てモータリゼーション社会に備えるべきである、そのために欧米に対抗する我が国独自の自動車メーカーを育成し発展させるべきである。これは、大多喜町の地元業者育成と同じなんです。

その主張されたのは江澤省三さんであります。当時は、日本銀行の理事として辣腕を振っておりました。当時の名古屋支店長、トヨタ自動車に金融支援を指示いたしました。自動車産業は裾野が広く、下請、孫請、非常にあるんです。もしトヨタに一大事があれば名古屋を中心とする中京経済は大打撃、そんなことになれば、我が国の屋台骨さえおかしくなる。だからこそ、初めての歴史の決断をしたんであります。

大多喜町も同じであります。人口が1万を切った現在、町長を初めとした執行部は決断しなくちゃいけない。

今、幾多の障害を乗り越え、どうでしょうか。世界のトヨタに変貌したじゃないですか。

あれは、ぶっ潰れるかどうかの……

○議長（野村賢一君） 麻生君、反対討論、だんだん話が違ってきています。筋に沿ってやってください。

○6番（麻生 剛君） わかりました。

世界の中の日本、日本の中の大多喜ということで私はやっております。もう少し耳を傾けていただきたい。

今、私どもに必要なのは結果であります。幾ら議会答弁の中で地元業者育成を念頭においても、しかし、地元業者に全然利益が落ちない。この状況はやはりよくないんです。

そこで、地元業者の枠をつくり行うこと。それに対してはいろんなご指摘もあるかもしれませんが、決断力が必要なんです。今までどおりのやり方、それをやっていたは我が町は永遠に将来はない。これからも続くためには、執行部の皆さん、戦後有余年、我が国は今日ここに至ったその経緯をしっかりと念頭に置きながら、大多喜町が今やることは、地元の声を聞きながら、その中で決めていくことでしょう。

今回、私は、この問題に対しては反対討論といたします。しかし、皆さんがこの中から学ぶべき点は多数あると思います。何とか地元が参加し、地元利益をもちたらずように、そういうことを考えて新しい道を探っていただきたいと思います。

ただ、私は、執行部の襟を正す意味で、議員の各位の皆さんにもお力をいただきながら、本案に対しては断固拒否をいたします。

以上をもちまして、麻生剛の反対討論といたします。議長に対しては、さまざまご指導をいただき、ありがとうございました。これからもスピーディーに、そして我が国の中の日本を考えながら頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

今の討論に関して、議員の皆様、よく深く考えてください。私からのお願いでございます。本当の討論かどうか、演説かどうか。本当に議員の理解が問われるところに来ていますので、よろしく申し上げます。

ここで、賛成の方の討論を行います。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私は賛成の立場から討論させていただきます。

この横山宮原住宅は、町内の企業に就業している者を対象とした賃貸住宅を提供するため

建設するもので、既に第1期工事が完成し、今回は2期工事として14戸を建設するものです。

現在、町の抱えている大きな課題は少子高齢化による人口減少です。この人口減少問題を解決するために、町は第3次総合計画によりさまざまな事業を進めています。

今回の企業向けの賃貸住宅建設は、そのような課題解決のため、町内企業連絡協議会や事業所などから要望により、町として企業誘致だけでなく、その企業の支援を行うことにより若年層世代の定住化を図ろうとするものであります。また、今回の工事は、公募期間を十分に確保して実施されており、町内業者を含めより多くの事業者に参加の機会を与えております。このようなことから、私は本案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私は、反対の立場から討論をさせていただきます。

横山宮原住宅建設については、平成30年当初予算において成立いたしました。また、今回、契約候補者になっている旭化成ホームズにおいては、日本全国、世界中を相手にする、資本金32.5億、売り上げ6,000億円、従業員7,000人の大企業であり、すばらしい会社であると認識しております。しかしながら、質問の中でも申しましたように、疑念が1つ、不十分な点があると思っております。

それは、地元アパート経営者にする配慮でございます。この辺については、非常に不安に思っていることは重々ご存じだと思います。町も町民のために行っている事業であり、アパート経営者の民間の立場から定住化について多大な町について貢献をしております。これは共存共栄でいかなければならない、町だけで全部を定住化を図ることはできません。ですから、不安に思っているアパート経営者に対して、すぐにでも行って、町の事情を説明し、理解を得られるよう努力すべきではないでしょうか。アパート経営者の方々もそれを待ち望んでいることと思います。

ですから、ここで一度立ちどまって、アパート経営者の方々にすぐにでもご説明に行って、今後のアパート経営者と町が共存共栄でタッグを組んでやっていけるような道筋をつくってからこの工事を発注してはいかがでしょうか。そうすることが町の将来の発展のためにも必要であると考え、反対するものでございます。

以上で終わります。

○議長（野村賢一君） 次に、賛成の方、いらっしゃいますか。

10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の住宅建設については、平成28年度の1期工事に引き続き、当初の計画でありました住宅を建設するものでございます。この住宅建設の事業化の時点では、町内では求めている住居が少ないことから、町内企業等から住宅を求める要望があったものと思っております。

町内では、アパート経営をされている方からすれば、町が住宅を建設することは民営圧迫と思われるところもあると思われませんが、この住宅は、町内の企業や利用者等に勤務されている方を対象に、個人との契約ではなく、企業や事業者と賃貸契約を締結するものであり、またその企業からの要望もあるとのことからのこの事業が進められてきた経緯があります。

また、先ほど賛成討論でもありましたように、この横山宮原住宅は、町内の企業に就業している者を対象とした賃貸住宅を提供するため建設するものであります。

以上、こうした中でありますけれども、この住宅の貸付料等の設定については、また、町内のアパート経営者などに十分に配慮していただきまして事業を進めていただきたいと思います。

以上で賛成討論といたしたいと思えます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、議案第32号に反対の立場から討論させていただきます。

今度のこの2期工事は、町外に住まわせている社員を町内に住まわせるための住宅を用意してほしいという要望に応えようという、この対応は、私は、急激な人口減少の流れの中でありがたいことだと歓迎するものであります。しかし、その要求実現の方法に問題があると考えます。

町の仕事は住民の願いをかなえることですが、それともう一つ、やはり住民の生活をきちんと確立してあげる。今、仕事が、建設業者がない中で、やはり町の業者に、どういうふうになれば仕事ができ、それで住民の要望もかなえられるかという方法を考えるのが役場の仕事だと思えます。それを全て、会社がこういうのを要求している、定住化に役立つ、じゃ、町が全部やっけてしまおうと請け負うことを丸抱えすることは決していいことではありません。それが大多喜町の行政の、私は最大の欠陥ではないかと思えます。

今のこのやり方ですと、税金は使う、それから町外にかなりのお金が流出してしまう、そして、そればかりではなく、アパート経営の業者も不安に陥れられている、こういう仕事を

町がやっては私はないと思います。

先ほどどういうふうにやるかということについては、質疑の中で述べさせていただきました。民間の活力を本当に使って、お金が町の中を循環し、1円でも町民の懐を潤す、そして、このくらいの収入があればここで子供を育てられるという所得を町民に保証することが町の仕事だと思います。

今度の事業は、上手に持っていけば、その機会にあります。まだ契約したわけではありません。地方行政の原点に戻り、町内の建築関係者が取り組み、そして町内の賃貸貸室業が潤い、そして税収入増につながる民間活力の導入事業の最初の例になるよう検討していただくことを要望して、反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） よろしいですね。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） これで討論を終わらせていただきます。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

（「幾つですか、数」の声あり）

○議長（野村賢一君） 数は後で。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

7対4です。

（「はい、ありがとうございます」の声あり）

○議長（野村賢一君） これでしばらく、10分間の休憩をいたします。

（午後 3時20分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第33号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 議案第33号についてご説明をいたします。

議案つづり3ページをお開きください。

初めに、本案の提案理由を説明させていただきます。

この損害賠償の額を定めることにつきましては、本年4月19日から24日までの6日間、東京都台東区の主催によります「ふるさと交流ショップ台東」において移住定住の促進に向けた大多喜町のPRを兼ねての町の特産品や加工品の販売を行うイベントに参加をいたしました。

このイベントを開催中でありました4月22日のイベント終了後に役場へ帰庁する途中、午後7時55分ごろ、東京都中央区浜離宮庭園周辺の首都高速都心環状線下り車線を走行しておりましたが、当時の首都高は工事による渋滞が発生し、停車と走行を繰り返す状況でございました。前の車両が走行し始めたため走行したところ、再び前の車両が停車し、この停車に気づくのが遅くなり衝突したことにより、相手方の車両を含む前方2台の車両に損害を与えたものです。

本案の損害賠償は、そのうちの1台目の相手方との示談交渉が成立したことによる車両の修理費等に要する費用65万5,219円を損害賠償額とするため議会の議決を求めるものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり公用車事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

1、相手方、東京都中央区日本橋本町4の6の10、佐藤ビル10階、有限会社エムシーワークス、代表取締役、野田節。

2、事故の概要、平成30年4月22日午後7時55分ごろ、首都高速都心環状線下り車線を走行中、前の車両の停車に気づくのがおくれ衝突し、相手方の車両を含む前方2台の車両に損害を与えたものです。

3、損害賠償額、65万5,219円。

以上で損害賠償の額を定めることについての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません。

首都高での事故ということで、私、大変びっくりしておるところでございます。

首都高、高速道路の事故というのは、一つ間違えると重大な事故につながる可能性があります。今回は、たまたま渋滞ということで、軽微といっては申しわけないですけども、この程度で済んだんでしょけれども、この辺の周辺の道路を走って事故を起こす場合と違うと思っております。

当然、首都高速を走る場合には、十分な注意が必要だと思います。過去にもこの首都高速とか、高速道路の事故はあったんでしょうか。

それと、あと夜8時という非常に遅い時間であると思います。多分こちらに帰ってくるには9時半とか、後片づけすれば10時とかになってしまいます。それで、3日間ということで、当時の勤務体制は十分だったのか。朝早く出て行って、職員の体調はどうだったのか。3日間ということであって、同じ人が行ったのかどうか、その勤務体制はどうだったのか。もし朝早く夜遅い場合は、前日に泊まるとか、夜遅い場合は泊まるとか、職員の体調に配慮した管理も今後は必要ではなかろうかと。二度と事故を起こさないためにもその方策はどのようなになっているのか。

それとあと、私、前の議会でも言いました。氏名の公開について、前回、何かいろいろ協議するというところで終わっていたと思いますけれども、今回、また、個人ではなく会社ではありますけれども、会社名が発表されております。前は、審議するに当たって個人名とか会社名まで公表しなくてもいいのではなかろうかというような質問をさせていただきました。そのときは、協議しますというような回答であったと思います。その辺はどのようなになっていますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、過去の首都高での事故ということがまず1点ですね。

（「高速道路」の声あり）

○企画課長（米本和弘君） 高速の。それから、事故当時の勤務体制はどうかと。それからあとは、今回の相手方の氏名の公開という3点でよろしいでしょうか。

（「あと、二度と事故を起こさない方策はどう考えているのか」の声あり）

り)

○企画課長（米本和弘君） それでは、最初の過去の事故につきましては、ちょっとすみません。今手持ちの資料、また直近の事故等の状況というのは把握しておりませんので、また改めて報告させてもらいたいと思います。

それから、当日の勤務体制ということですが、今回のイベントにつきましては、先ほど申しあげましたが、19日から24日までの6日間でございます。当日は、ふるさと交流ショップの開会が10時から7時までということで行っておりました。当日のこちらのほうが7時半に出発をいたしまして、役場の公用車、それからあと、ほかにバスで通った方もおります。帰りは一緒に来るような形で、そういう体制でおりました。

今回のイベントには、延べ24名の参加でございます。連日、こちらのほうに行くというような、そういった形はございませんで、なるべく間をおいて行くような形で今回も計画をさせてもらってございます。

勤務体制については以上のような形になっております。

それから、氏名の今回の公開についてということでございますけれども、今回につきましては、相手方の有限会社エムシーワークスのほうにもこういった議会のほうで取り上げさせてもらうけれども公開してよろしいでしょうかというようなことで、一応向こうの了解をとりましたので、今回は公開させていただきました。

それから、今後の首都高での方策というようなことでございますけれども、これにつきましては、首都高に限らず、交通安全運転については常日ごろから心がけておるところでございます。今回は、企画課の分掌の事業の中で職員のほうを参加していただきましたけれども、今後もこういった事業等を計画しておりますので、勤務に無理のないような形と安全運転については、くれぐれも注意するような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 鈴木副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、根本議員から質問あった点で、1つ議案調整の関係のご質問がございましたので、その件について私のほうから答弁させていただきます。

確かに、過去の議会において根本議員さんのほうから、損害賠償に係る議案については個人のプライバシー的な問題があるので氏名を公表しなくてもよろしいんじゃないかというようなご質問があって、私も答弁の中で、これはあくまでも損害賠償の額を定めることなので、氏名の表示は必要ではないんじゃないかということをご答弁させていただいて、議案の調整に

については検証した上で改めていきたいということで答弁しています。

それで、その後、検証したわけですが、議会事務局のほうに、地方議会事務提要という分厚い本があるんですが、その中に、事例問答が出ておまして、議案の調整の仕方の中で、損害賠償とか、そういう個人情報が出ているものについて、議案の中にそれを盛り込むべきかというような問答が出ておまして、これはあくまでも議案の審議をする上では、個人の名前だとか、損害賠償額だとか、あとはそれが発生した理由だとか、そんなものをやっぱり議案を審議する上では入れなくてはいけないという回答が出ておりました。

もう一つほかに、個人のプライバシー的な問題があるので個人の名前は伏せることができるかという問答が出ておまして、それを見た結果で、やはりそれはできないというような問答が出てきておりましたので、今後においてもこの損害賠償等の議案については氏名を明示するような形で議案調整をしていきたいというふうに考えます。

それと、もう一点、これは答弁とちょっとかけ離れるかと思えますけれども、本町の議会は通年議会をさせていただいておりますので、長の専決処分というのはまずあり得ないということなんですけれども、この損害賠償の額については、先ほど地方自治法の中でも、もう1円以上でも損害賠償が出ると議会を招集して皆さんの議決を得なくちゃいけないというようなことになりますので、中には、他の市町村では、ある一定の額を議会のほうで定めて、それを、地方自治法の180条なんですけれども、長の委任事項ということで、委任事項による専決処分ということで指定することもできます。

この件については、ちょうど議会のほうで通年議会をするときに、平成25年ごろにやっぱり協議していただいているんですが、委任事項に至っていなかったということで、3つばかり委任事項ございますけれども、そういった事例もございますので、1円でも議会を経なくちゃいけないということもありますので、ある程度金額が少額だと緊急性もある場合もございますので、この辺はお願いとして、今後、何かそういう議会の機会があれば、長の委任事項ということでご協議いただければということで、ちょっとお願いをして答弁にかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 氏名の公開については十分理解できましたので、またよろしくお願ひいたします。

あとそれと、ですから、首都高の事故ということで、一つ間違えば死亡事故とか、大変な大けが、大事故につながる可能性があると思っております。今回は、先ほど言いましたが、たまたまこういった事故で済んだかもわかりません。ですから、先ほど朝7時半に出発ということですが、恐らく準備とか、自分の自宅から出てくるときはかなりの早起きをして出てくるんじゃないかと思うかと思えます。

先ほど運転には十分注意するという事は、これは当然のことですが、こういった遠くに行く場合に、具体的に事故起こさない方策は何か考えなくちゃいけないんじゃないんですかという質問でございます。

特に高速バスの場合には、先ほど言いましたように、生命に、大けがとか、他の車を多く巻き込んでの事故等もあり得るかと思えますので、これを機会に、そういった事故が起きないように、特別な何らかの方策も必要ではないかという質問でございます。そういったことは考えているんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 交通事故というのは、起こしたくて起こす人はいないと思います。町としては、毎年職員に通達を發しております。その中で、交通ルールの遵守ということでは、毎年のように通達をしておりますけれども、残念ながら交通事故の発生は後を絶たない状況でございます。

運転をしなければ交通事故の発生はありませんので、全ての運転業務を委託することや運転手を公募することも考えられますけれども、これらは現実的ではないというふうに認識しております。

公用車の運転については、町の業務の執行という面で考えると、これは欠かせないものでございまして、町への通勤等を考えると、ほぼ全ての職員が車両を運転する機会がございます。先ほどの高速道路の問題だとか、県外に行かれる場合なんですけれども、この場合についても物品の輸送は公共交通の状況等に応じて公用車を使用しなければならないというようなときもございます。

ただ、交通事故というのは、ゼロにすることは難しいかもしれませんが、今回の事故も過労とか、そういう心配というよりも、今回、3人の方が同乗されているということで、疲れていれば運転手の交代はできるという状況でございました。

そういう意味では、過労運転、あるいはそういうものの再発を防止するという事で、やはり交通ルールを遵守するということが大変必要なものだと思っておりますので、これにつ

いては、また職員のほうに通達を出して再発防止とかに努めてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第34号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第34号の説明をさせていただきます。

平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）。

今回の補正予算は、大多喜町消防団の第54回千葉県消防操法大会出場に係る予算を上程させていただきました。

それでは、5ページをお開きください。

平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,713万6,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

それでは、次に、事項別明細書の2、歳入及び3、歳出により補正予算の説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

2、歳入。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金345万9,000円の増額補正は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を充てたものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

3、歳出。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費345万9,000円の増額補正は、平成30年6月17日開催の千葉県消防協会夷隅支部消防操法大会において、大多喜町消防団第1分団第1部がポンプ車操法の部並びに小型ポンプ操法の部で最優秀賞を受賞し、7月28日に開催される千葉県消防操法大会に出場することとなりましたので、その経費として増額させていただくものです。

説明欄の旅費は消防団員の訓練及び大会当日の費用弁償、需用費は選手の被服等に係るもの、補助金は県大会出場に係る経費補助として出場隊及び消防団への補助金でございます。

以上で議案第34号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(野村賢一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす28日から9月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、あす28日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時51分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 野 中 眞 弓

署 名 議 員 志 関 武 良 夫